

広島県告示第七百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年十月二十五日までの間、縦覧に供する。

令和四年十月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

鞆松永線

三 道路の区域

区 間	新 旧 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
福山市鞆町鞆字石井町四二四番九地先から 福山市鞆町後地字久保一八五五番一地先まで	旧	三・三〇〇 三・一〇〇	一・二五四・〇 〇	
福山市鞆町鞆字石井町四二四番九地先から 福山市鞆町後地字久保一八五五番一地先まで 福山市鞆町後地字住吉一八七番一地先から 福山市鞆町後地字久保一八五五番一地先まで	新	三・三〇〇 三・一〇〇 九・七〇〇 九・五〇〇	一・三二七・六 〇 二・三五一・〇 〇	ダブルウェイ